

インボイス制度が始まります

昨年11月に、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、障がい者福祉協議会、岩手県知的障害者福祉協会の共催で、インボイス制度の概要や具体的な手続き方法を学び、実務につなげることを目的に、インボイス制度研修会を開催しました。研修会は、税理士の工藤貴志氏(大沢英夫税理士事務所)を講師にお招きし、県内の障がい

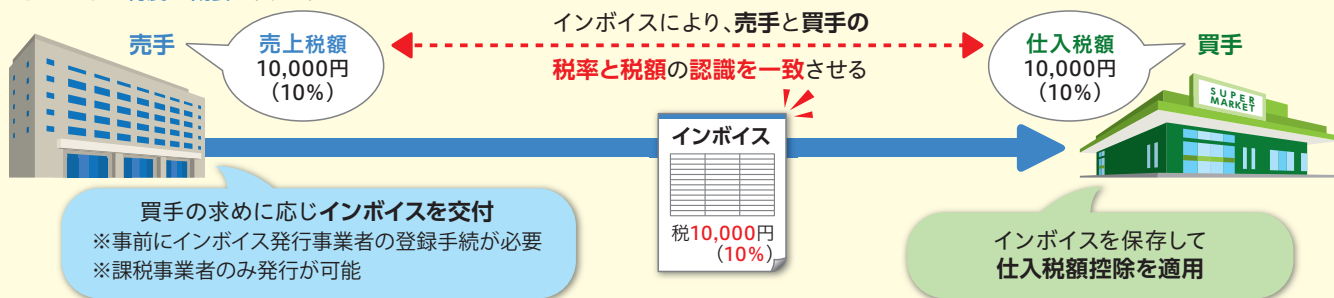
福祉事業所から80名以上が参加しました。参加者からは、「制度の仕組みや手続きの流れなどを確認することができ、登録申請の準備に取りかかることができると思うので良かった。社会福祉法人は、規模がそれほど大きくない事業所が多いので、不安に感じている事業所も多いのではないかと」の声がありました。

■ インボイス制度(正式名称:適格請求書等保存方式)とは

複数税率に対応した消費税額の仕入税額控除の方式で、課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、インボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

※インボイス(適格請求書)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された書類やデータのことです。

インボイス制度の概要 令和5年10月1日～



■ 適格請求書発行事業者登録の手続き

インボイスを発行できる事業者は、事前に登録申請を行った課税事業者のみです。

※免税事業者の場合、登録を受けた日から課税事業者とすることができます。

【例】個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期	令和6年12月期
	登録日(令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者(課税事業者)

■ インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

まずはインボイス制度発行事業者の登録要否の判断から…

■ インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

■ 現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売先がインボイスを必要とするか

- 消費者や免税事業者である売先は、インボイスを必要としません。
- 売先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売先の数が少ない場合は、売先に直接相談することも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について

- 登録を受けた場合、売先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります(簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要になります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入れについて仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出する

- 登録を受ける場合は、登録申請書を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続きをぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。